

の取次、宣言、命令又は規則の發出により規定せられ、イタリヤの行政、司法等の官公吏は、原則として連合國總司令官の管理下に職務を遂行する（第二十條）。以上占領地における主として軍事的便宜を受ける権利及び城において一定の主として軍事的便宜を受ける権利を有する（第二十一條）。更に一般にイタリヤ政府及び國民は連合國の発する命令を迅速且つ効果的に実行する義務を有し、イタリヤ政府は、本條約の実施に必要なる立法その他の措置をとりこれを施行する義務を有する（第三十六條）。連合國總司令官の命令及び一般的指令の下に本條約の規程及び実施に當る管理委員会が設置せられる（第三十七條）。

(二) 管理の内容

追加條約に基づく管理の内容は、(1) 枢軸諸國との外交關係の断絶、(2) イタリヤにおける連合軍の占領地からの中立國外交官の引揚、(3) 中立國との間の外交通信の統制方法を規定する権利の留保、(4) 通商の提供、(5) 銀行及び取引の管理、(6) 外債の及び対外商業金融取引の管理、(7) 商業及び生産の統制、(8) 枢軸國を含む一切の外國との金融上商業上の交渉及び取引の禁止、(9) イタリヤ國民の對外交通の禁止、(10) 連合國の通告する戦争犯罪人の逮捕、引渡、(11) フランス、シスト組織の解体、フランス、シスト思想及

に教育の禁止、(12) 差別的法制及びフランスの法的法制の廢止、右に基く拘禁者の釈放、失業者の復給等が規定せられてゐる。追加條約の調印と同日付のアイゼンハウアー元帥からパドリオ元帥あての書翰において、この追加條約及び原條約の諸條項は、軍事上の必要又はイタリヤ政府の協力の都合からみて望ましいと考へられ、イタリヤ政府は、時改訂せられるものと了解される旨述べられてゐることは注目される。

三、連合國管理委員会 (A.C.G.: Allied Control Commission)。

(一) 設立 追加條約第三十七條に予定せられた連合國管理委員会は、一九四三年十一月十日に至り設立され、一九四四年七月十五日イタリヤ政府のローマ掃蕩とともに、ローマに本部を移した。

(二) 任務 連合國管理委員会の任務は、左の如く定義された。

(a) 降伏文書（休戰條約）の助行と執行 (to enforce and execute)

(2) イタリヤ政府の行動が、特に運輸通信上の連合國の作戦基地としての要請に適應するよう確保すること。

(3) 連合國のイタリヤ政府に対する政策の表現機關となること。

連合國管理委員会のイタリヤ政府及び解放地域（非占領地域）におけるイタリヤの行政に対する關係は、直接管理といふよりか、むしろ監督と指導の關係であつた。但し、イタリヤ

了け、無條件降伏をしたのであるから、連合軍委員会の監督と指導は、休戦條約の範囲においてイタリヤの内治、財政、経済、軍事その他の國民の全生活に關するものであることはいふまでもない。

（三）構成 連合軍管理委員会は、英・米二島によつて構成せられたが、佛・ソ両島がオプザイザとしてこれに参加した。委員会の議長は、連合軍最高司令官であり、最高司令官は、又委員會議長としての全權を連合軍イタリヤ地区司令官に委ね、その下に代理議長（又は主席兼務官）が実権を握つた。管理委員会は、同委員會議長を長とする四部と独立の六小委員会に分けられた。（注）

注、1、政治部、2、経済部、3、行政部、4、地域的統制及び軍政部、5、海軍小委員会、6、陸軍小委員会、7、空軍小委員会、8、軍用資材小委員会、9、電氣通信小委員会、10、捕虜及び難民小委員会。

右のうち、経済部及び行政部は、更に次のとき小委員会に分れる。

経済部 (1) 商工業 (2) 労働 (3) 軍需工場 (4) 農業 (5) 食糧 (6) 公共施設及び飲山 (7) 財政 (8) 内運輸

行政部 (1) 内政 (2) 公安 (3) 公衆衛生 (4) 法制 (5) 教育 (6) 財政 (7) 内政 (8) 記念物及び美術

これら委員会の職員は、政治部員及び経済部の一定数の専門家の外はすべて軍人であつたが、管理の進展に伴ひ、専断

が平常化し、又問題が複雑を加えるに至つたので、多くの民間専門家が任命された。

（四）連合軍管理委員会と軍政府との關係及び兩者の統合 連合軍管理委員会の主席兼務官は、又軍政府の民事部長を兼ねたが、元來軍政府と連合軍管理委員会は、別個の機關で、前者は、イタリヤ地区司令官の直接指揮下にあり、後者は、連合軍最高司令官の指揮下にあつた。従つてある期間のイタリヤには、管理委員会と軍政府の二機關が併存したのであるが、一九四四年十月、兩機關の本部と一般職員は、統合されて一體化した。それは、イタリヤにおけるAMG/AOO管理委員会軍政府として知られた。兩機關統合後における軍政府の活動地域は、連合軍の施政を必要とする前線地域であり、管理委員会の地域は、イタリヤの行政に復帰することの可能であつた後方地域であつた。

四、管理の緩和と主権回復及び正常關係への轉移の過程

（一）概説 管理は、すなわち主権に対する制限であり、管理の緩和は、それだけ主権に対する制限を取除くことを意味する。すなわち述べたごとく形態、内容のイタリヤの管理は、イタリヤの連合軍に対する協力、連合軍の対独作戦の進歩、事態の平靜化等の諸事情に促されて次第に緩和されることになり、それがイタリヤの主権は、回復し又それと平行してイタリヤの対

連合關係が正常化の途をたどつたのである。イタリヤでは、主権の回復は、主権の實質的内容に對する關係の撤廃又は緩和に先行して、先ず連合關係の直接占領地をイタリヤ政府の管轄地域に逐次返還して行かれたが、(注一)一、九四四年十月二十五日に平和條約締結による正式平和の到来を待たずして早くも連合關係の對外交關係の再開が決定せられ、イタリヤの國際關係の正常化に對して期的な一歩が踏み出された。次いで、一九四五年二月十日に、伊國の臨時政府、即ち、大輻緩和を規定し、イタリヤの改訂條約は、飛躍的な回復を見た。更に、一九四六年五月の改訂條約は、連合關係の復讐を認めず、更に規定し、イタリヤの管轄地域は、逐次返還された。そのまゝ平和條約に移行したのである。

右の條約及び賠償履行上異例に屬する平和條約締結前における正常關係の回復を促した主要な動因として、約、イタリヤの降伏後、早く連合關係の共同交戰國として對獨逸進行上連合關係とわかち密接に協力したという特殊事情を、考慮に入れなければならぬ(注三)。

注一、一九四四年二月十日に、パリ諸國の北境以南のイタリヤ本土が連合國軍の占領地域からイタリヤ政府の管轄

地域としてイタリヤ政府に返還され、同年七月二十日、連合國の軍政地域として除外し、ネーブルス市及び港、ベネツェント、フォギア及びカムポボソノの諸縣が、又、同八月十五日には首都を含むローマ縣、リマトリオ、フロジノーネ諸縣が、同年十月十六日には更に六縣がイタリヤ政府に逐次返還された。

注二、一九四四年十月二十五日連合關係管理委員會は、管理の文字を削除し、單に連合關係の管理と稱され、管理になつた。實質的な管理の權限に先行し、まず形式的に管理の文字を落したことは興味があり、又後述することごとくそれと同時に外交關係の再開を声明したことは、注目される。

注三、イタリヤは、一九四三年十月十三日對独戰を布告し、同日バトリオン元帥は、アイゼンハウアーに通告した。同日、司令官に對し、三ヶ月以内の行動を完了すべし、イタリヤ軍がイタリヤの意思に委ねらるべし、その共同交戰國としての地位を認められた。右の行動を承服し、三ヶ月以内の行動を完了すべし、イタリヤ軍がイタリヤの意思に委ねらるべし、このことを承認し、何ものもイタリヤが究局的な形勢について憲法的手段によつて

(二) 外交関係の再開

てイタリア人が決定する絶対の権利を奪うものでない
ことが了解された。但し注意すべきことは、イタリア
と連合国が共同交戦国の関係に立つこと自体は、休戦
條約には何らの影響も及ぼさず、その調整は、今後イ
タリア政府が連合国に対し提供する援助に照らして連
合国間の合意によつて行われる旨附言されていること
である。

一九四四年十月二十五日連合国管理委員会、單純に連合
国委員会と改称せられることになつたが、同時に連合国政府は、
イタリア政府との外交関係の再開を声明した。このことは、
平和條約の締結による法的、全面的な平和関係の形成に先立
ちイタリアと連合国との関係を専ら上の平和的基礎の上に置
いたものとして注目される現象であり(注)、連合国管理委
員会から管理の文字を落とすと同時に行われたことは興味が深
い。

注、このような現象は、今次大戦後の平和処理の特徴をな
すものであつて、イタリア以外の旧枢軸衛星、及びオ
ーストリア等についても同様の処置がとられた。前者に
ついては、一九四五年八月二日のポツダム協定があり、
平和條約締結前における外交関係再開の可能性が規定せ
られてあつた。又後者については一九四六年七月二十

(一) 米・伊外交関係の再開

八日のオーストリア管理機関協定があり、外交関係の樹
立が認められている。
具体的に連合国のそれぞれと何日にかして外交関係を再
開して行つたかについては、次のべる米、英、ソ、蘭、及びフランスと
の關係以外は明らかでないが、英、ソその他の連合国とも逐
次外交関係を再開して行つた。

米・伊外交関係の再開
米國は、一九四二年一月のリオ・デ・ジャネイロにおけ
る決議に従つて他の米洲諸國と協議し、又英・ソ兩國と協
議ののち、一九四四年十月二十六日イタリアとの外交関係
の再開を決定した(一九四四年十月二十六日米國務長官代
理の声明)。

(2) 佛・伊外交関係の再開

駐伊米國大使カークの任命は、一九四四年十二月七日
上院の承認を得た。一方駐米伊大使タルキアーニは、一
九四五年三月八日米大統領に信任状を捧呈している。
佛・伊外交及び領事關係の再開を決定した。伊(ボノミ
政府)は、駐佛伊大使として、カルロ・スフォルツァ伯が、駐
伊佛大使として、イタリヤ問題諮問委員会佛代表ク
イヴ・ド・ミユル及びバリエールがそれぞれ任命された。又佛
及びバリエールにそれぞれ領事代理を駐在せしめること決定した。

寄託されぬ暗号の使用は、当分認められぬ。
 注、一九四六年七月二十八日のオーストリア管理機關協
 定によれば、オーストリアが連合國政府と外交關係を
 樹立することは、自由であるとしてなされるが、なほそ
 の他の政府との外交關係の樹立については、管理機關
 の承認を要することとされ、又國際協定の締結につい
 ては、英、米、ソ、佛の四國中の一國と締結する場合
 を除いて、それが効力を発生する前に管理機關の承認
 を得なければならぬとされている。
 又西德政府の樹立の場合の同政府の対外關係は、軍
 政長官の指揮を受けるものとして嚴重な管理が提案さ
 れている（一九四八年七月一日西德十一州総理と英、
 米、蘇、露、法、露、意のランクフルト會議）。
 注、これらに於ては、イタリアの外交關係處理に關
 する管理機關協定は、戦時及戦後を通じてあつたことが分る。

B、内政關係

マックミラン党の主張回復上の意義は、主として内政
 關係に存する。すなわち連合國委員會は、イタリア政府に
 對し、単に通告するだけのものとなり、イタリア政府の立法
 権、政府職員の任命権の回復とともに内政上廣泛な自主性
 を認められるのである。
 (4) 連合國委員會は、イタリア政府の管轄地域に關する取扱
 いに關しては、イタリア政府に對する諮問と通告だけに
 止める。連合國委員會の政治部は、露、米大使によつて行
 り、政府に對する政治的通告は、英、米大使によつて行
 われる。教育、記念物及び美術、地方政治、法制、並び
 に労働の五小委員會の勧告的機能は、イタリア政府の要
 請ある場合に限り遂行される。
 (2) イタリア政府の管轄地域においては、イタリア政府は、
 その發する命令及び制定する法制については、連合國委
 員會の承認を命ぜらる必要としない。但し、委員會の
 命令の軍政府管轄地域における適用については、委員會の
 主席弁務官がイタリア政府と協議できる以上、適當の
 勅令には、右地域における効果的な適用をはかる計画が
 できると認めらるる限り、イタリア政府は、命令草案をその
 注、連合國委員會に通知する義務を有する。
 一九四六年七月二十八日のオーストリア管理機關協

(3)

定では、オーストリアの立法措置はすべて管理機関に提出するものとし、憲法的立法については、管理機関の文書による承認を必要とし、他の立法措置については、管理機関の管理機関に提出してから三十一日の間に議院を唱えられなければ実施できるとしてゐる。又西独政府が立法の場合には、軍政長官の同意を要し、その他の法律修正については、軍司令官の拒否を限り二十一日以内に実施されるという原則が明にされてゐる（一九四八年七月一日フランクフルトにおける西独十一州総理と英、米佛軍政長官の会議）。

これを被和されていたことがわかる。イタリアの場合には著しく管理を被和されていたことがわかる。イタリアの官公職員の任命については連合國委員会の承認を要する官職は、左の通りでイタリア政府は、軍政府当局によつて従前になされた任命を変更する権利を得る。

注、任命に關し事前承認を要する官職は、左の通りである。

一陸軍大臣、二海軍大臣、三空軍大臣、四その他創設されることのあるべき軍部大臣、五電氣通信次官

(4)

六鉄道長官、七警視總監、八O.C.B.R.司令官、九O.C.B.R.参謀長、十G.O.P.F.司令官、十一陸、海、空軍に於ける現行慣例に基ずく任命。

イタリア政府管轄地域に駐屯する連合國委員会の將校が引揚げることに成り、その第一着手として、シシリア、サルデニア、南都及びラジウムプリア地域の委員

会地方事務所は、一九四五年四月一日までに廃止されることとなる。但し、委員会の代表は、必要に応じてイタリア政府管轄地域に出入し、経済的任務を有する一定の特殊將校は、一定期限をかぎり右地域に残留する。

條約の名称	署名年月日
イタリアとハンガリーとの通商協定(註)	一九四六年二月十日
イタリアとポーランドとの通商協定	一九四六年十月十五日
イタリアと米蘭通商金融協定	一九四七年三月十七日
イタリアと英米蘭通商條約	一九四七年四月二十四日
イタリアと英、アルゼンチン、ポルトガル、ベルギー、オランダとの通商金融協定	一九四七年四月十九日
イタリアとギリシアとの通商條約	一九四七年四月二十七日
イタリアとスウェーデンとの通商條約	一九四七年六月二十一日
イタリアとスペインとの通商條約	一九四七年七月二日
イタリアとチエコスロヴァキアとの通商協定及び通商條約	

(四) 民間貿易の再開
 イタリアと連合国との貿易は、当初政府貿易であつたが、一九四六年二月十五日から日、夜を除くすべての日との民間貿易の再開が認められることになつた。従つてその後は連合国との貿易についてもはやE.O.M. (Italian National Institute for Foreign Trade) を經由することなく、民間商社が直接取引をしてもよいことになつた。しかしこの場合にも連合国の管理を全然受けをかつたわけではなく、一定の物の移動の移動については連合国の連合国委員会の承認を必要とした。一九四六年八月二日の連合国委員会の声明によつてかかる制限もなくなつた。イタリアの海外貿易が連合国の管理から自由になつたものと思はれる。
 一九四五年十二月十一日、米蘭通商協定は、欠乏している一定の物資を除き、米貿易業者は、イタリアとの貿易のため十二月七日の財務省一級許可第九十回号の下に、イタリアを含む諸国との取引について原協的制限が除去された。
 (五) 原協的制限の緩和及び通商協定の加入
 原協的制限の緩和及び通商協定の加入は、イタリアとの貿易の再開が連合国との間に再開してからのことであるから、当然の事として進合国との間に再開してからのことであるから、

(2) 國際労働機関 (ILO)	加入年月
イタリヤと米・英ドイツ占領地との間の貿易協定	一九四七年七月 四日
イタリヤの財政援助に関するアメリカ合衆国及びイタリヤの間條約	一九四七年七月 四日
イタリヤ及び米露間特別戰後難民救済に関する協定	一九四七年七月 四日
イタリヤ及びポーランドの間通商協定	一九四七年七月二十八日
イタリヤ及び中華民露國經濟協定	一九四七年七月 三十日
注、ハンガリーは、旧枢軸國である。當時ハンガリーとの一般的外交關係の再開が承認されていなかば、明らかでない。もし未だ一般的外交關係の再開が認められていなかば、連合軍最高司令官の許可による特別の例外措置によつて認められたものである。	
國際労働機関への加入	加入年月
國際労働機関 (ILO)	詳細は不明であるが、一九四五年内であることだけは確実。

世界食糧農業機關 (FAO) 一九四六年九月
 國際復興開發銀行及び國際通貨基金 (IBRD, IMF) 一九四七年三月
 國際民間航空機關 (ICAO) 一九四七年四月

内 休戰條約の改訂
 一九四六年五月休戰條約の改訂が行われ、連合國委員會の罷止が規定せられるに至り(注一)、又民事協定 (Civil Affairs Agreement) が締結され、これにより米軍の駐屯が規定せられた(注二)。

注一、連合國委員會が現実に罷止せられたのは一九四七年一月三十日であつた。

注二、おそらくこの協定によつてイタリヤの占領は、終止し、従來の連合國占領軍は、改めて駐屯軍の名の下にイタリヤに残留することになつたのでないかと想像される。

(七) 平和條約と管理
 ○イタリヤ平和條約の締結 (一九四七年二月十日調印) は、イタリヤの休戰條約による管理の終了を意味する(追加休戰條約第四十三條)。

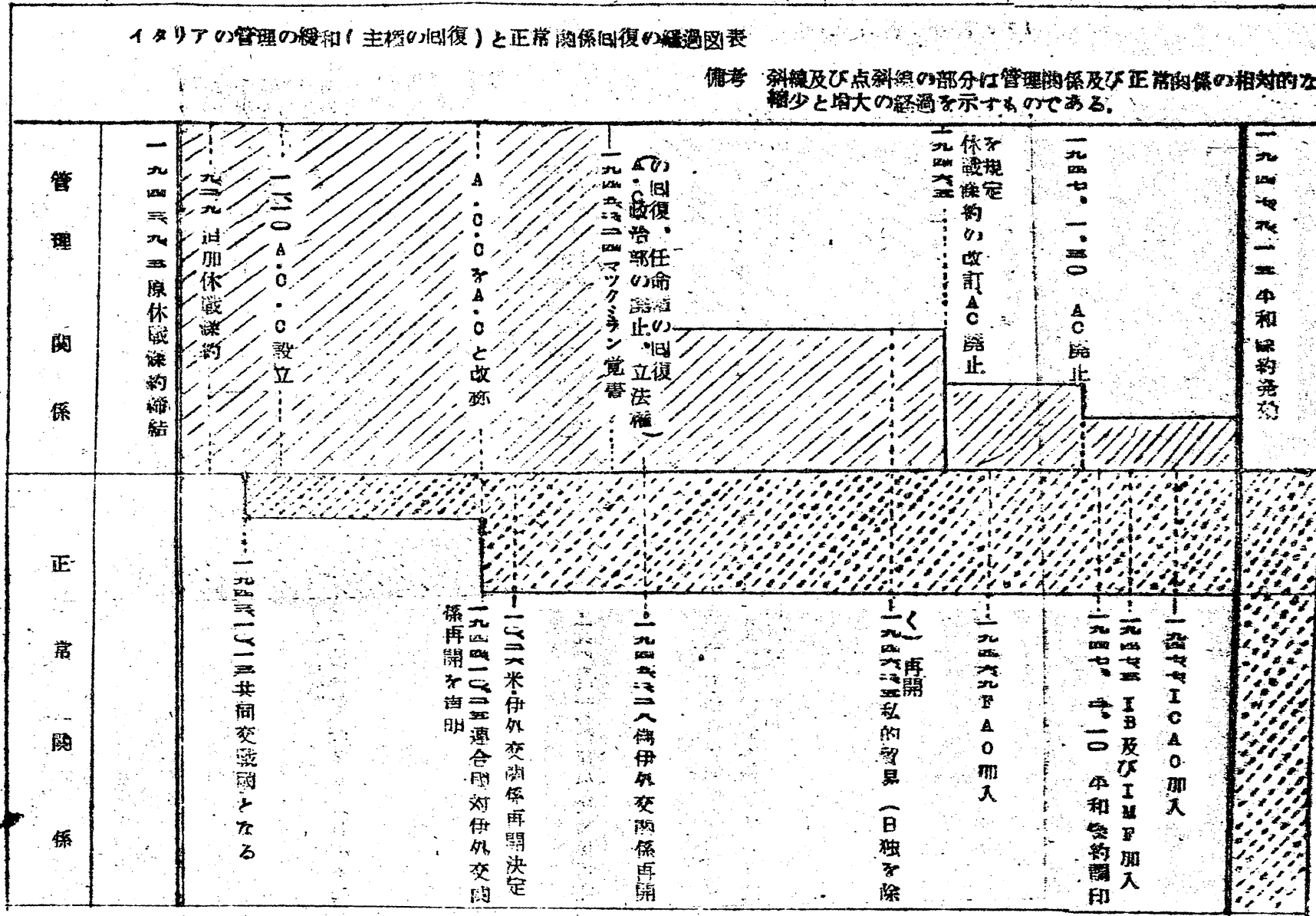
イタリヤ平和條約は、もはやイタリヤの主権を一般的に制限しない。もつとも條約の履行及び監視のために四國(英・米・ソ・佛)大使は、條約の実施後十八カ月間は、共同の行動の下

にイタリ政府と折衝する際の適合の代表たる地位を占め
 四、大使は、そのために必要に應じ、指導、技術的助言、説明を
 與え、イタリ政府は、そのために必要とする情報及び援助
 を與える（平和條約第七十五條）。これもある意味では管理
 といえるかも知れないが、きわめて軽度のもので、もはや今ま
 で述べてきたような管理と同日に談ずることのできぬもので
 あり、平和條約によつてイタリアの管理は、終了したと見る
 のが適當である。

又、すてに事實上正常な國際關係に移しつつあつたイタリ
 ンは、平和條約によつて法的にも完全な正常關係に立ちもど
 ったのである。

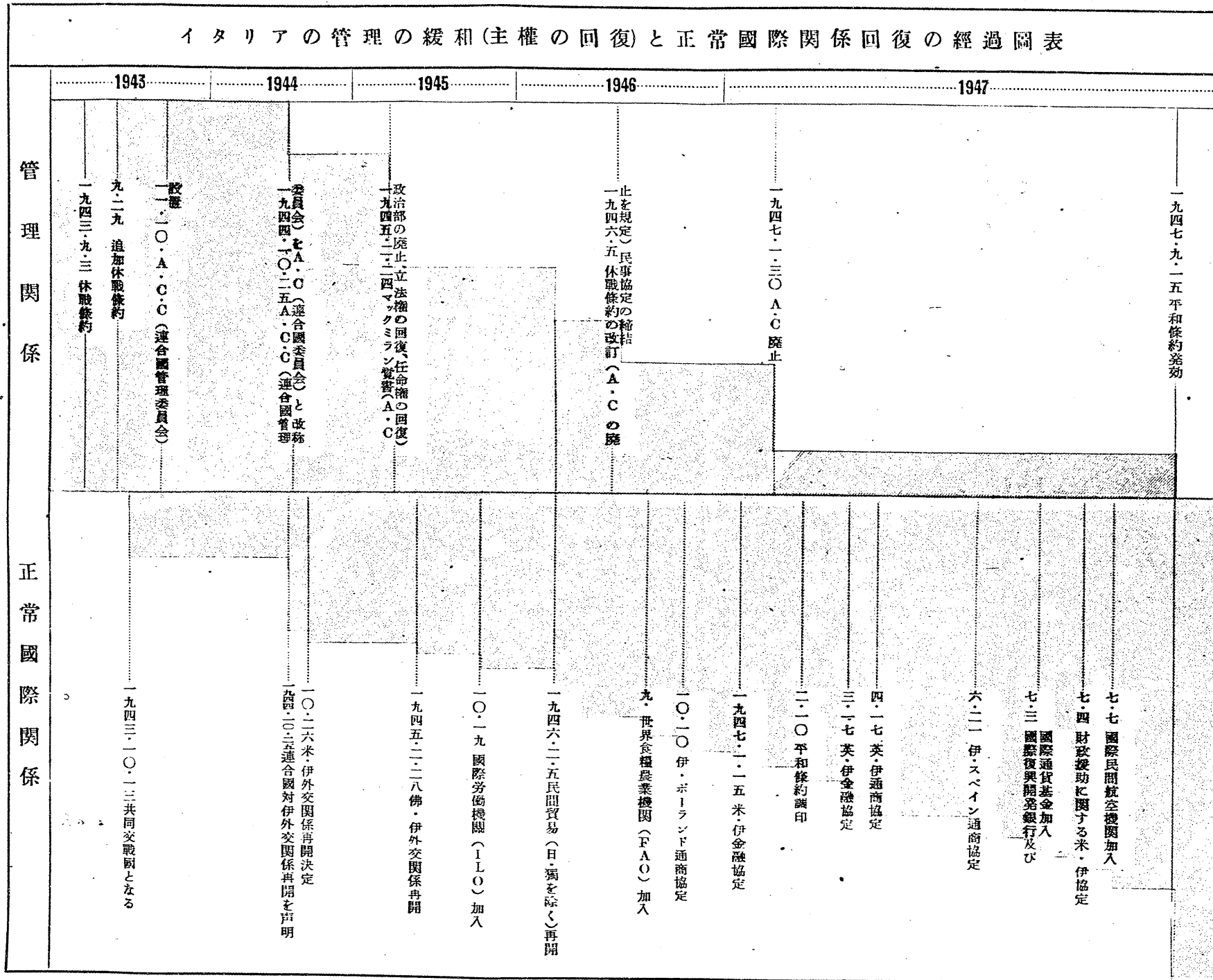
イタリアの管理の緩和(主権の回復)と正常関係回復の経過図表

備考 斜線及び点斜線の部分は管理関係及び正常関係の相対的な減少と増大の経過を示すものである。



(複製又は無断轉載を断りする)

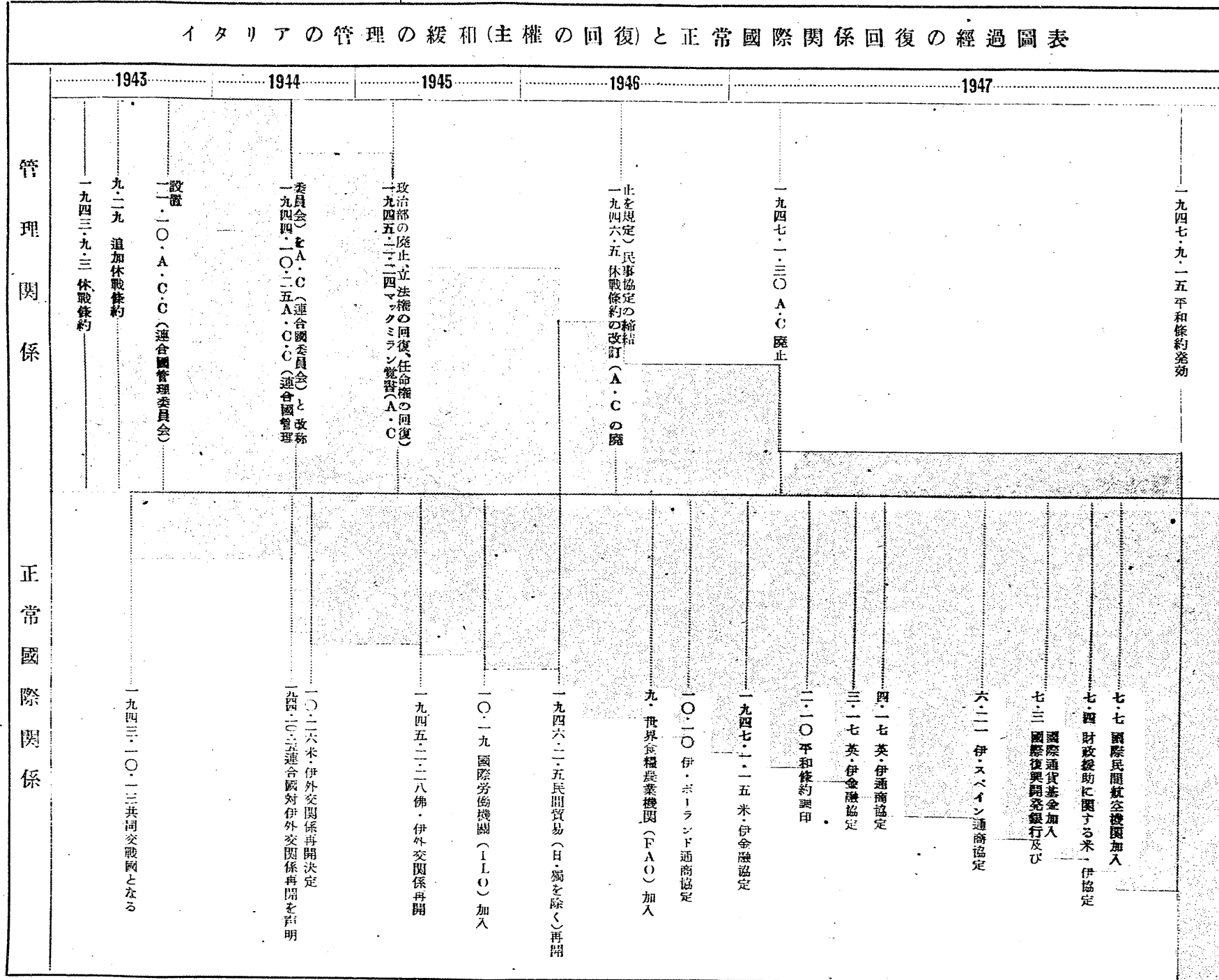
イタリアの管理の緩和(主権の回復)と正常國際關係回復の經過圖表



備考 図中色刷りの部分は、管理關係及び正常國際關係の相対的な縮少と増大の經過を便宜示すものである

(複製又は無断轉載を断りする)

イタリアの管理の緩和(主権の回復)と正常國際關係回復の經過圖表



備考 図中色刷りの部分は、管理關係及び正常國際關係の相対的な縮小と増大の經過を便宜示すものである

以下に示す行政移管の方式(翻書)

解除
第7回公開

秘

ドイツにおける民政移管の方式

軍政部の廃止と高等委員会の設置
 西独政府の樹立に伴つて米英佛三占領地区における軍政は廢止され民政に切りかえられた。その結果三國の軍司令官は軍政長官として身分を失ひ、駐屯軍司令官として身分を保するにすぎなかつた。そして、三軍政部に代つて構成される連合國対独高級委員会 (Allied High Commission for Germany) があらたに設けられた。ドイツにおける自國の新制度の下においては高級委員はそれぞれドイツにおける自國の最高機関となるが、米國の高級委員の身分及び職務は、次のとおりである。(一九四九、六、六大統領令)。

1、身分
 一九四七年フオレン・サーヴィス・アクトによるチーフ・オヴ・ミッション・レベルに相当する。

2、職務
 職務長官に直屬し、終局的には大統領に從屬する。

軍政の統率を除くところのドイツにおける米國の一切の政府機能を行使する。

連合國対独高級委員会が米國を代表する。

軍司令官との關係は民政移管によつて占領軍の任務は治安維持及び安全保障に限定されることになつたが、軍事については、軍司令官は、引き続き統合參謀本部から直接訓令を受け、高級委員は、法及び秩序の維持に必要な措置を軍司令官に要求することができ、もし軍事に關する政策に關して兩者間に重大な意見の相違が生じたときは、おのづから國務省及び National Military Establishment (具体的には陸軍長官を通じて國防長官にするのであらう) に報告及び勸告を行い、ワシントン・レヴェルにおいて解決する。

ECAとの關係は高級委員会は、また經濟協力局 (Economic Cooperation Administration) を代表する。この資格によつて補佐される。

「民政」の法的性質
 まず第一に、「軍政」(Military Government) とは「民政」(Civil Administration) とはつても、國際法上の性質には變りないことに注意すべきである。連合國はドイツを併合したのではないことを明言してゐるのであるから、一九四五、六、五ドイツに關する最高権力の掌握に關する米ソ英佛宣言、連合國がドイツで行つてゐる行政は武力を基礎とする外國領土に關する行政であつて、行政の担当者が軍事機關である外、行政機關である占領地行政の一形態である。その点で租借や信託統治

持及び安全保障に限定されることになつたが、軍事については、軍司令官は、引き続き統合參謀本部から直接訓令を受け、高級委員は、法及び秩序の維持に必要な措置を軍司令官に要求することができ、もし軍事に關する政策に關して兩者間に重大な意見の相違が生じたときは、おのづから國務省及び National Military Establishment (具体的には陸軍長官を通じて國防長官にするのであらう) に報告及び勸告を行い、ワシントン・レヴェルにおいて解決する。

ECAとの關係は高級委員会は、また經濟協力局 (Economic Cooperation Administration) を代表する。この資格によつて補佐される。

「民政」の法的性質
 まず第一に、「軍政」(Military Government) とは「民政」(Civil Administration) とはつても、國際法上の性質には變りないことに注意すべきである。連合國はドイツを併合したのではないことを明言してゐるのであるから、一九四五、六、五ドイツに關する最高権力の掌握に關する米ソ英佛宣言、連合國がドイツで行つてゐる行政は武力を基礎とする外國領土に關する行政であつて、行政の担当者が軍事機關である外、行政機關である占領地行政の一形態である。その点で租借や信託統治

下軍は連合軍最高司令官として構成してのマック、ア、元帥の指揮の
 である。又ドイツの場合には、自國の軍司令官は行管理に關する
 成員たる日本の場合には、自國の軍司令官は行管理に關する
 ていたが、日本の場合、自國の軍司令官は行管理に關する
 令官たる日本の場合、自國の軍司令官は行管理に關する
 構だけ、法律的にモスコに協定（米英ソ）して、身分と
 と、いう國際協定に基いて、連合國最高司令官を通じて、
 政策決定し、執行する。この最高司令官を通じて、米東委員
 極東委員会の執行決定を、た形式に最高司令官を通じて、
 を發出する権限を有するが、この中間司令官に對して、米東
 的變革（fundamental changes... in the regime of control）
 を規定するものにあつては、ならないといふ程度に、日本が
 草なら、極東委員会の決定を、た形式に最高司令官を通じて、
 できるが、その變革が根本的決定を認められ、拒否権をもつて
 決定を必要とする。この同意しなれば、突行できなう拒否権をもつて
 るから、ソ連が同意しなれば、突行できなう拒否権をもつて

以上を前提とすれば、六月十日の連合國總司令部の根本的
 一、米東委員会の決定を、た形式に最高司令官を通じて、米東
 理に關する、現在の方式に變更を必要とするから、
 員の構成は、正しく、
 いる。占領任務を原則として、
 の占領任務を原則として、
 は、従前通り、米東委員
 は、明かである。認め
 ま、例えは、認
 1、管轄に服する場
 の、現在のマックス
 2、現任の官的権限と
 と、民政長官の権限と
 片附ける。少くとも、
 から、國務長官が特別
 ある。

16 ドレーパー、陳、節、田と日本側、劉、侯、者との合談

ドレーパー使節と日本側関係者の会談表

会談期日	米	日	本	者	摘	要
スニロ	ドレーパー・ジョン	芦田	總理			
スニ五	ホトフ・マイン	商工	次官			
スニニ	(ドレーパー)	安本	副長官			
スニニ	ジョーン・ストン	北村	蔵相			
スニニ	フジョ・アイ	永井	貿易總務官			
スニニ	シヨ・イヤ	商工	大臣			
スニニ	ウイ・リツ	岡田	運輸相			
スニニ	ロイ・リツ	栗栖	安本長官			
スニニ	ジョ・リツ	永江	日銀總裁相			
スニニ	不詳	中島	久万吉以下	經濟	界	代表
スニニ	不詳					

なみドレーパー使節團來朝と前後して起り、これと直接関係ありと認めらるる動向左の通り
 追放一應打ち切り(資格審査委員会及訴願委員会の解散)
 集中排除緩和の方向
 貿易手続の簡易化及一部事務のBOCAPより貿易廳及公團への委託
 独占禁止法の修正意見台頭(他会社の株式所有及重役兼任の禁止緩和)
 賠償に関するストライクの勸告に対し資材不足等による連休施設の存する現狀に鑑みEBS必ずしも賛成せず。

三 会談内容要旨
 行はれた。別表参照。本資料は右会談の記録と日本側関係者の会談が
 提出された。一ノ、ト一、の要点を収録したものである。使節来朝時
 並に船遊後になされた一般に對する公式並に非公式の声明その他
 同使節の使命等に關する、僅測的な観測等は含まれていないからそ
 れ等と合せて参考とされたい。

一、ドレトバ使節の使命
 ドレトバ使節の使命は、菅田總理の会談においてドレトバ氏は日
 本の政治的基礎、非武装化、憲法問題、選挙問題、政府機構等
 は既に確立され、今や日本の経済的自立の方策を立てるべき時期
 に至つてゐる旨を述べ、又同会談でジョンソン氏は本
 使節の使命は如何にして我々が日本をして自立経済の基礎の上
 に立たせる爲に支援し得るかを考究するにある。また、自
 分等の利益にも沿う所以であるからである。また、自
 村蔵相、栗栖安本長官との会談においても同趣旨の事を述べ、わ
 りは、栗栖師ではなく別に驚くような案があるわけではない。唯
 米國の突撃界に身を置いたと述べている。そしてその動向が有
 るに、は幸ひであること述べている。

予算均衡の問題
 フレ克服。本國の対日経済援助のため不可欠の要件であるとし
 下レトバ氏は田會談においてドレトバ氏は、反復してこの点を
 強調し、予算均衡のなめには、スタニスワフ・シムシエフスキ氏
 置を要すると指摘した。又、ジョンソン氏は、同會談で日本の
 インフレーションを彼局に導いては、他の如何なる施策も役に立たぬであ
 り、と警告した。北村蔵相、栗栖安本長官との會談においても
 先方より予算縮減と徴税の強化により、一般會計は困難なから均
 衡を保持出来ると思ふが、特別會計は或程度の赤字は出るかも知
 れない旨を答へた。経費の節減に關連し先方から終戦処理費に
 關しても質問があり、之に對し日本側は同経費が予算額の三〇
 以上を占め、予算均衡保持上重要な因子をなしてゐる点を指摘
 し、又菅田總理よりその削減方を要請してゐる。之に對し先方
 はキヤピタル・エツクスチェンジの便益へ道路、家屋等
 にのき質問あり、之に對し日本側は、或程度軍事費を負擔し
 てゐるものであるから、日本の場合、何れも削減が困難な見
 と考へ、之を減らすか、日本側は、特別會計の赤字を克服
 行の可能な有無が論ぜられたが、ドレトバ氏は、貯蓄証券の発
 困難なことを認め、特別會計の赤字は、格別科金の値上げの方法

5
 予算均衡の問題
 フレ克服。本國の対日経済援助のため不可欠の要件であるとし
 下レトバ氏は田會談においてドレトバ氏は、反復してこの点を
 強調し、予算均衡のなめには、スタニスワフ・シムシエフスキ氏
 置を要すると指摘した。又、ジョンソン氏は、同會談で日本の
 インフレーションを彼局に導いては、他の如何なる施策も役に立たぬであ
 り、と警告した。北村蔵相、栗栖安本長官との會談においても
 先方より予算縮減と徴税の強化により、一般會計は困難なから均
 衡を保持出来ると思ふが、特別會計は或程度の赤字は出るかも知
 れない旨を答へた。経費の節減に關連し先方から終戦処理費に
 關しても質問があり、之に對し日本側は同経費が予算額の三〇
 以上を占め、予算均衡保持上重要な因子をなしてゐる点を指摘
 し、又菅田總理よりその削減方を要請してゐる。之に對し先方
 はキヤピタル・エツクスチェンジの便益へ道路、家屋等
 にのき質問あり、之に對し日本側は、或程度軍事費を負擔し
 てゐるものであるから、日本の場合、何れも削減が困難な見
 と考へ、之を減らすか、日本側は、特別會計の赤字を克服
 行の可能な有無が論ぜられたが、ドレトバ氏は、貯蓄証券の発
 困難なことを認め、特別會計の赤字は、格別科金の値上げの方法

がアソシエ氏は復讐制は根本的には現行制度と大差なく米財務省当局の承認が困難かと思われ、その結果として補助金制に上れば彼等も早く日本と華北の輸出の必要を認識し、現況に希望に於いては日本と世界各地との輸出の品目に關する現並に希望に於いては日本と世界各地との輸出の品目に關する現必ずしも悲観すべし、芦田会談の際、アソシエ氏は生米の將來はシヨグもアソシエ氏の研究が望まれると共に米國の技術的援助を期待し得るから日本人の研究が望まれると共に米國の技術的援助を期待し

産業の再建、高船隊及集中排除問題
 始めとして重要産業の再建に關しては芦田總理提出のノイト中に鉄鋼を請した外安本長官商工大臣運輸大臣等よりも詳細な資料を提出した

右の中最も重点となつたものは日本海運再興の問題でこれにノイト中では運輸大臣より詳細な資料を提出した外芦田總理提出の米國船により輸送されその輸送費が全部米國側負擔一總輸入額の三〇ないし四〇%になつてゐるに鑑みこれを日本船により輸送する事は米國の負擔を軽減する点並びに日本船の再建は現下の不安な世界情勢の下で米國の爲にも實質的なマシヤストライク報告の指示した水準以上を指摘し日本の造船能力が船の保より船一りバテイ型約六十隻希望の必要性に對し、要請してゐる。これに對し、下レ、ハ、氏も船舶の重要性を認め、外、ヨ、ン、ス、ト、ン、氏も、芦田總理並びに北村、栗栖兩氏に對し、本が船舶を必要とする事は米國と同斷であり日本が島國である以上海運を復活し必要な船舶をもつ事が必要であると思ふ。集中排除法に關しては安本長官提出のノイト中で各産業に對する同法の免除をい至緩和方を要請した外、栗栖、安本長官、商工大臣とロ、リ、氏との會談において炭、鉄、ガス、電氣等を

のである事を強調した。
 なお民間資本の対日投資に關してロイリー氏は商工大臣、栗
 栖安本長官に對し、國際法上の困難がある旨を述べている。(彼
 等のいわゆる國際法上の困難とは占領下の日本の措置はすべて
 under duress (強制) であつて平和確立後の効力につき保
 障がない長期投資はこれではできぬといふ意味である)

七・食糧問題

相当量の食糧輸入がインフレーション抑制、經濟安定に不可欠であると
 の理由によりその懇請は各大臣より爲された。永江農林大臣會見
 のときはその外漁区の拡張及び捕鯨は現在の二船除に更に一船
 除増加方を特に強調した。